

共通事項

(申請)

Q1-1 共同企業体（いわゆるJV）で申請することはできるか。

同一の申請資材について、それぞれの製造者が責任をもって管理することができる場合は、それらの製造者が連名で申請することができます。

(環境に対する安全性)

Q2-1 環境に対する安全性に係る公的試験機関は具体的にどこですか。

公的試験機関の範囲は次のとおりです。

- 1 国、県が所管している試験機関
- 2 登録試験事業所（工業標準化法第57条の規程に基づき登録を受けた試験所）
- 3 環境計量証明事業所（計量法第107条の規程に基づき、濃度の事業区分により登録を受けた事業所）
- 4 JIS Q 17025 基づき認定登録を受けた試験所
- 5 一般財団法人、公益財団法人の検査機関

Q2-2 評価基準の「②環境に対する安全性」の「C. 石綿を原料としていないこと」という基準を設けた趣旨は何か。

平成18年9月より石綿をその重量の0.1%を超えて含有するすべての物の製造は禁止されたところですが、県土整備局発注工事においては現在、「使用する全ての建材は、石綿を原材料としていないものを用いて施工する」ようになっており、「石綿を原材料としていない証明書」等の提出を求めているところです。建設リサイクル資材も石綿を原料としているものは使用できないため、基準の一つとしたものです。

(再生資源)

Q3-1 申請書（第1号様式）の「再生資源の含有率」は、前年度の実績でも評価基準を満たしていないといけなからい。

申請の際に、申請しようとする製品が評価基準の「再生資源の含有率」を満たしていればよいです。

Q3-2 「再生資源利用状況報告書（第1号様式別紙1）」の「再生資源の原料の発生場所」は、個々に把握していないが、どのように記載すればよいか。また、使用する再生資源の発生元は神奈川県内に限定するの。

神奈川県内の発生廃棄物がどのくらい含まれているかを把握したいと考えていますので、主に神奈川県内の発生廃棄物の発生場所を中心に自ら又は納入業者等で把握している範囲内で記載してください。

また、使用する再生資源の発生元を完全に把握することは困難と考えられますので、神奈川県内に必ずしも限定することはできませんが、神奈川県内の発生廃棄物を活用した資材であることが期待されます。

Q3-3 「再生資源利用状況報告書（第1号様式別紙1）」の「申請資材での年間の再生資源の使用量」と「再生資源納入証明書（第1号様式別紙2）」の「再生資源の納入量（実績及び納入予定）」は合致する必要があるか。

複数の事業者が再生資源を納入している場合は、「再生資源利用状況報告書（第1号様式別紙1）」の再生資源の使用量は、その複数の「再生資源納入証明書」の納入量の合計と合うことが原則です。分からない部分があるなど合致しない場合は、その理由の説明が必要となります。

Q3-4 再生資源の納入業者が複数ある場合は、すべての納入業者から証明をしてもらう必要があるか。それとも代表的なものでよいか。

基本的には、すべての納入業者の証明が必要です。

Q3-5 再生資源の含有率の根拠となる計算式等の資料としてはどのような資料の添付が必要か。

グリーン調達基準の別表第8に定める評価基準に算定式が明記されている資材はその算定式で算定した資料（配合計画書等）、その他算定式が明記されていない資材は製造予定のサケル認定資材中の再生資源の含有率を定量的に説明する資料（別添参考資料参照）の添付が必要です。

(品質管理)

Q5-1 神奈川県外の工場で建設リサイクル資材を製造している場合でも、申請できるか。

建設リサイクル資材の製造工場の所在地に関係なく、神奈川県県土整備局建設リサイクル資材評価実施要領に定める申請要件を満たせば申請できます。

Q5-2 申請資材を複数の工場で JIS を取得して製造している場合は、申請書（第1号様式）の「製造工場」欄はその複数の工場を記載するのか。

個別具体的に判断することになりますので、申請の際にその旨申し出て下さい。

(環境負荷)

Q6-1 申請書（第1号様式）の「環境負荷」は証明する必要があるか。

証明の必要はありません。「再生資源を含有しない資材に比べ、エネルギー消費量の増大、地球温暖化物質の増加、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出等環境負荷が著しく増大しない。環境負荷が著しく増大しない」かどうかは、申請者の方が申請資材の状況を自ら検証して申告することになります。

(認定)

Q7-1 認定資材に関して変更があった場合には、どのような手続が必要か。

既に認定を受けている建設リサイクル資材について、工場の追加・変更、再生資源の追加・変更、取得している公的規格の変更等その他評価基準の適合に影響を及ぼすような変更がある場合は、認定の前提条件が変わることになりますので、改めて、認定申請の手続が必要となります。ただし、この場合は、募集期間以外であっても、申請をすることができます。

Q7-2 認定資材は、実施要領により認定を受けた旨の表示を認定資材に付することができることになっているが、どのような表示ができるか。

具体的な表示内容は定めませんが、認定事業者は、当該認定資材において、神奈川県県土整備局建設リサイクル資材評価実施要領により認定を受けた資材であるという事実のみを表示できるという趣旨です。

(例)「神奈川県県土整備局建設リサイクル認定資材」

「神奈川県県土整備局建設リサイクル資材 認定番号〇〇〇〇」 等

Q7-3 評価基準の改正に伴い、改正前の評価基準に基づく認定資材は、どのような扱いになるのか。また、更新申請を行うことは可能なのか。

改正前の評価基準に基づく認定資材は、神奈川県県土整備局建設リサイクル資材認定証に記載された認定の有効期間が満了するまでの間に限り、認定資材とみなします。

建設リサイクル資材の認定の更新申請においては、改正後の評価基準により審査が行われます。

(認定対象品目)

Q8-1 今後、認定対象品目は増やしていくのか。

「認定対象品目」は、県土整備局公共工事グリーン調達基準に定める特定調達品目（国の基準に準じたもの。）の中から、神奈川県県土整備局建設リサイクル資材評価委員会に意見を聴いた上で、次の基本的考え方を勘案して該当するものを移行して位置付けていく予定です。

(基本的考え方)

- ・県土整備局公共工事で利用が見込まれる。
- ・県内外の3社以上で製造され、県内で入手可能である。
- ・県内発生廃棄物を活用したリサイクル資材の利用や県内のリサイクル資材製造業者の育成に向けて寄与する。

(資材の募集)

Q9-1 今後、資材の募集はどのように考えているか。

当面は、募集期間を決めて、県のホームページにより認定資材を募集していく予定です。

(指定登録期間)

Q10-1 神奈川県外の工場でもコンクリート塊等処理指定工場として申請できるのか。

コンクリート塊等の処理工場の所在地に関係なく、「コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領」に定める要件を満たせば申請できます。

個別事項

(再生加熱アスファルト混合物)

Q12-1 評価基準の「⑤品質管理」の「公的規格等取得工場」とは何か。

アスファルト混合物事前審査認定製品の製造がなされている工場を指します。

(再生コンクリート二次製品)

Q13-1 評価基準の「③再生資源の含有率」において、高炉セメントとフライアッシュセメントを混合して使用した製品の再生資源の含有率の算定はどのようにすればよいか。

高炉セメント及びフライアッシュセメントは、それぞれ JIS で3種の分類がなされているため、その分類ごとに計算した含有分量値を合計して算定してください。

Q13-2 特殊な工事等で受注生産するような製品は認定の対象となるのか。

評価基準の「①評価対象資材」に掲げる製品の規格が対象です。受注生産品は想定していません。

Q13-3 評価基準の「⑤品質管理」の「公的規格等取得工場」とは何か。

JIS マーク製品の製造がなされている工場を指します。

(再生舗装用ブロック (平板、インターロッキングブロック))

Q14-1 特殊な工事等で受注生産するような製品は認定の対象となるのか。

評価基準の「①評価対象資材」に掲げる製品の規格が対象です。受注生産品は想定していません。

Q14-2 製品が複数色ある場合、同時に申請することは可能か。

寸法規格等、再生資源の含有率、原料の組成、製品の単価等が同一であれば、複数色を同時に申請することは可能です。なお、これらの複数色のものは、一つの認定資材となります。

Q14-3 評価基準の「⑤品質管理」の「公的規格等取得工場」とは何か。

申請資材に係る日本産業規格適合性認証書に記載された、JIS マーク製品製造工場を指します。

(再生木質ボード)

Q15-1 評価基準の「③再生資源の含有率」にある「木質部の原料として概ね 100%使用していること」の「概ね 100%」とは何%まで認めるのか。

再生資源である木質材料又は植物繊維を木質部の原料に対する質量比で 80%程度とします。

Q15-2 木質セメント板における評価基準の「②環境に対する安全性」の試験は、木質部分だけでよいか。

製品又は再生資源 (木質部) において必要です。

Q15-3 評価基準の「②環境に対する安全性」の「d. 建築基準法施行令第 20 条の 7 の技術基準で使用制限を受けない材料」とは何か。

JIS に定めるホルムアルデヒドの放散量による等級区分及びその表示記号「F☆☆☆☆」に適合している建築材料が該当します。

Q15-4 評価基準の「⑤品質管理」の「公的規格等取得工場」とは何か。

申請資材に係る日本産業規格適合性認証書に記載された、JIS マーク製品製造工場を指します。

Q15-5 再生資源を複数から納入されている場合、再生資源納入証明書 (第 1 号様式別紙 2) の提出はどうしたらよいか。

再生資源の納入が複数ある場合、再生資源納入証明書は、数量の多い上位 5 者分を提出してください。

(排水・通気用再生硬質塩化ビニル管)

Q16-1 評価基準の「①評価対象資材」で、硬質塩化ビニル管継手は対象になるか。

対象としていません。

Q16-2 評価基準の「①評価対象資材」で、塩ビライニング鋼管は対象になるか。
対象としていません。

Q16-3 塩化ビニル管・継手協会規格の場合の品質・性能の証明はどのようにすればよいか。
「塩化ビニル管・継手協会」で、塩化ビニル管・継手協会規格に適合しているかどうか証明していた
だけと聞いていますので、当該証明書類を添付してください。証明書類発行に必要な書類等詳細は
「塩化ビニル管・継手協会」にお問い合わせください。

Q16-4 評価基準の「⑤品質管理」の「公的規格等取得工場」とは何か。
次のいずれかを指します。

- 1 申請資材に係る日本産業規格適合性認証書に記載された、JIS マーク製品製造工場
- 2 ISO9001 の認証を取得している工場

(再生セラミックタイル)

Q17-1 評価基準の「①評価対象資材」の表7-1の注)に「一の製品」とあるが、製品が複数色
ある場合、同時に申請することは可能か。

製品名、再生資源の含有率、原料の組成、製品の単価が同一であれば、複数色を同時に申請することは
可能です。なお、これらの複数色のものは、一つの認定資材となります。

Q17-2 評価基準の「①評価対象資材」の表7-2に掲げる再生資源以外の再生資源を含有してい
る再生セラミックタイルは、評価対象資材となるか。

表7-2に掲げる再生資源以外の再生資源を含有する再生セラミックタイルは評価対象資材となりませ
ん。

Q17-3 評価基準の「⑤品質管理」の「公的規格等取得工場」とは何か。

申請資材に係る日本産業規格適合性認証書に記載された、JIS マーク製品製造工場を指します。

(再生ビニル系床材)

Q18-1 評価基準の「①評価対象資材」の表8-1の注)に「一の製品」とあるが、コンポジショ
ンビニル床タイルの色が複数ある場合、同時に申請することは可能か。

製品名、再生資源の含有率、原料の組成、製品の単価が同一であれば、複数色を同時に申請することは
可能です。なお、これらの複数色のものは、一つの認定資材となります。

Q18-2 評価基準の「②環境に対する安全性」の「工場内副産物」とは何か。

「製品の製造工程で発生する端材、余材及び不良品」を指します。

Q18-2 評価基準の「②環境に対する安全性」の試験結果が必要ないのは、どのような場合か。

含有する再生資源が、「工場内副産物」のみであり、その「工場内副産物」にも農ビや医療用プラスチ
ック等「工場内副産物」以外のものを含有していない場合は、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水
銀、セレン、ふっ素及びほう素の試験結果は必要ありません。

Q18-4 評価基準の「②環境に対する安全性」の「c. 建築基準法施行令第20条の7の技術基準で
使用制限を受けない材料」とは何か。

JISに定めるホルムアルデヒドの放散量による等級区分及びその表示記号「F☆☆☆☆」に適合してい
る建築材料が該当します。

Q18-5 評価基準の「⑤品質管理」の「公的規格等取得工場」とは何か。

申請資材に係る日本産業規格適合性認証書に記載された、JIS マーク製品製造工場を指します。

(再生人造鉱物繊維断熱材 (グラスウール断熱材・ロックウール断熱材))

Q19-1 評価基準の「①評価対象資材」の「廃ガラス」とは何を指すか。

以下のいずれかを指します。

- 1 ガラスカレット
- 2 グラスウール製品を製造する工程の廃棄ルートから発生するガラス又は不良品。ただし、グラスウール製品の製造工程内で発生し、再び同一の工程(工場)内で原料として使用されるものは除く。
- 3 グラスウール製品として使用された後に、廃棄されたグラスウール製品。

Q19-2 評価基準の「①評価対象資材」の工場内副産物とは何か。

ロックウール製品の製造過程で発生する端材、不良品、ショット(綿状にならなかった粒状のもの)を指します。

Q19-3 評価基準の「①評価対象資材」のロックウール製品の廃材とは何か。

施工時に発生するロックウール製品の端材、不良品、又は使用後に廃棄されるロックウール製品を指します。

Q19-4 評価基準の「②環境に対する安全性」の「c. 建築基準法施行令第20条の7の技術基準で使用制限を受けない材料」とは何か。

JISに定めるホルムアルデヒドの放散量による等級区分及びその表示記号「F☆☆☆☆」に適合している建築材料が該当します。

Q19-5 評価基準の「⑤品質管理」の「公的規格等取得工場」とは何か。

申請資材に係る日本産業規格適合性認証書に記載された、JIS マーク製品製造工場を指します。

JIS マーク製品においては、その製造工場が記載された日本産業規格適合性認証書の写し

(再生骨材コンクリート)

Q20-1 評価基準の「①評価対象資材」の表10-2に掲げる再生資源以外の再生資源を含有している再生骨材コンクリートは、評価対象資材となるか。

表10-2に掲げる再生資源以外の再生資源を含有する再生生コンクリートは評価対象資材となりません。

Q20-2 評価基準の「③再生資源の含有率」、「④品質性能」及び「⑤品質管理」に適合していることを証明する書類とは何か。

次の書類を指します。

- 1 申請資材とその製造工場が記載された、日本産業規格適合性認証書又は国土交通大臣認定書の写し
- 2 配合報告書

Q20-3 評価基準の「⑤品質管理」の「公的規格等取得工場」とは何か。

申請資材に係る日本産業規格適合性認証書に記載された、JIS マーク製品製造工場又は国土交通大臣認定材料製造工場を指します。

(再生生コンクリート)

Q21-1 評価基準の「⑤品質管理」の「公的規格等取得工場」とは何か。

申請資材に係る日本産業規格適合性認証書に記載された、JIS マーク製品製造工場を指します。